



群馬労働局の取組 トピックス

(両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 「両立支援等助成金 育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)」について!

本助成金は、新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主が対象となります。

【助成額】

労働者1人あたり5万円
1事業主につき10人まで(上限50万円)

【主な支給要件】

1 次のどちらも実施されていること

① 小学校等(小学校、保育園、幼稚園など)が臨時休業等になった場合及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇(賃金が全額支払われるもの)を取得できる制度の規定化。

② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。

- ・テレワーク勤務
- ・短時間勤務制度
- ・フレックスタイムの制度
- ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ・ベビーシッター費用補助制度 等

2 労働者一人につき、上記1の①に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

※支給要件や申請に必要な書類等詳細な内容については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html



【関連制度】

「働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース」(申請期限:令和3年11月30日)
新型コロナウイルス感染症対応のための特別休暇制度の導入も支給対象となります。
詳しい支給要件や手続き等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

【申請先・問い合わせ先】

群馬労働局雇用環境・均等室 〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

事業主の皆さまへ

両立支援等助成金 育児休業等支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります。

助成額

1人あたり5万円
1事業主につき10人まで(上限50万円)

主な支給要件

① 次のどちらも実施されていること。

- (イ) 小学校等(小学校、保育園、幼稚園など)が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇(賃金が全額支払われるもの)を取得できる制度の規定化。
- (ロ) 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの社内周知。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度(時差出勤の制度)
 - ・ベビーシッター費用補助制度 等

② 労働者一人につき、①の(イ)に定めた特別有給休暇を4時間以上取得した

申請期間

特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和3年4月1日～令和3年6月30日	令和3年4月1日～令和3年8月31日
令和3年7月1日～令和3年9月30日	令和3年7月1日～令和3年11月30日
令和3年10月1日～令和3年12月31日	令和3年10月1日～令和4年2月28日
令和4年1月1日～令和4年3月31日	令和4年1月1日～令和4年5月31日

申請先・問い合わせ先

本社を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
本助成金は事業所単位ではなく、事業主単位での申請となります。

両立支援等助成金
ホームページはこちら



関連制度

「働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース」(申請期限:令和3年11月30日)
新型コロナウイルス感染症対応のための特別休暇制度の導入も支給対象となります。
詳しい支給要件や手続きについては、厚生労働省ホームページをご参照いただくか、
管轄の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

働き方改革推進支援助成金
ホームページはこちら



雇用環境・均等室 令和3年8月作成

② 「両立支援等助成金 不妊治療両立支援コース」について！

【助成内容】

不妊治療のために利用可能な以下の休暇制度・両立支援制度を導入し、利用しやすい環境整備に取り組み、対象労働者に制度を利用させた中小企業事業主を支援します。

- ・不妊治療のための休暇制度 ・所定外労働の制限制度
- ・時差出勤制度 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制
- ・テレワーク

【支給要件】

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズ調査の実施
- (2) 整備した上記制度について、就業規則等への規定及び周知
- (3) 不妊治療を行う労働者の相談対応等を行う担当者の選任
- (4) 不妊治療を行う労働者のため、不妊治療両立支援プランを策定

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



事業主の皆さまへ

不妊治療と仕事の両立を支援する助成金のご案内
「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」など

「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」

支援対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度について、次のいずれのいずれか又は複数の制度について、利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主

① 不妊治療のための休暇制度（特定期間・多目的とも可）、② 所定外労働制限制度、③ 時差出勤制度、④ 短時間勤務制度、⑤ フレックスタイム制、⑥ テレワーク

支給要件

次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1) 不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズ調査の実施
- (2) 整備した上記いずれの制度について、就業規則等への規定及び周知
- (3) 不妊治療を行う労働者の相談に対応し、支援する「両立支援担当者」の選任
- (4) 「両立支援担当者」が不妊治療を行う労働者のために「不妊治療両立支援プラン」を策定

支給額

次の要件を満たした場合、A、Bそれぞれが支給されます。

A 「環境整備、計画的取組等」
支給要件の全てを満たし、最初の労働者が、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を合計5日（週）利用した場合
中小企業事業主 2.8.5万円<3.6万円

B 「休暇制度の活用」
上記Aを要しない事業主であって、労働者に不妊治療休暇制度を20日以上連続して取得させ、就業規則に規定させた3か月以上連続勤務させた場合
中小企業事業主 2.8.5万円<3.6万円 1事業主あたり1年度に5人まで

※A、Bとも、<は内定労働者を含む場合の支給額

不妊治療のための休暇を新たに導入したい場合は、以下の助成金も活用できます。
「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」

- ・支給対象となる事業主：不妊治療等のために利用できる特別休暇等（多目的・特定期間とも可）を導入した中小企業事業主
- ・対象研修：外部専門家によるコンサルティングや就業規則等の作成、変更などの休暇制度の導入に関する研修
- ・支給額：上限5.0万円（所定研修の3/4、一定の要件を満たした場合4/5）

厚生労働省

③ 「働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コース」について！

「両立支援等助成金 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）」及び「両立支援等助成金 不妊治療両立支援コース」に関連する助成金となります。

【助成内容】

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。設定する成果目標として、**不妊治療のための休暇制度**の導入も対象となっています。

【支給対象となる取組】

- ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家によるコンサルティング ・就業規則等の作成
- ・人材確保に向けた取組 ・労務管理用ソフトウェア等の導入
- ・労働能率の増進に資する設備等の導入

【成果目標】

- ・全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる。
- ・交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、**不妊治療のための休暇**）のいずれか1つを、全ての対象事業場に新たに導入すること。

※詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

「働き方改革推進支援助成金」
労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**労働時間短縮・年休促進支援コース**が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課題別に見る助成金の活用事例

企業の課題	新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！	始業・終業時刻を子育てと両立しているが、管理上のミスが多い！	業務上の無駄な作業を削減したいが、何をすればいいかわからない！
助成金による取り組み	労働能率を向上させるために設備・機器などを導入	労務管理用機器やソフトウェアを導入	外部の専門家によるコンサルティングを実施
改善の結果	新たな機器・設備を導入して使用できるようになったところ。実際に労働能率が向上し、同じ量の生産性が向上した。	記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。	専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効果的な業務体制などの構築につながった。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を連絡する
都道府県労働局 雇用環境・均等課 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/0000120692/roudoukyoku/>

▶働き方改革推進支援法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

働き方改革 事務局



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourai_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室